

熊本市行政評価制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う行政評価制度の実施に関する基本的事項を定めることにより、行政評価の適正な実施を推進し、熊本市総合計画に基づく計画的な行政運営の展開に資するとともに、行政評価に関する情報を公開し、本市の諸活動について市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価制度 政策、施策、事業の各段階において、一定の基準、指標をもって、目標や目的の達成度(以下「成果」という。)についての測定及び課題の検証(以下「評価」という。)を行い、その結果を行政運営の改善につなげる仕組みをいい、政策評価、施策評価及び事業評価よりなるものとする。
- (2) 政策評価 第5次熊本市総合計画実施計画分野別計画(以下「実施計画」という。)において章として掲げられた、市政運営の基本的な方向を示すもの(以下「政策」という。)の成果を評価することをいう。
- (3) 施策評価 実施計画において節として掲げられた、政策を実現するための基本的な方針を示す(以下「施策」という。)の成果を評価することをいう。
- (4) 事業評価 実施計画において事業として掲げられた、施策を実現するための具体的な手段を示すもの(以下「事業」という。)の成果を評価することをいう。
- (5) 各局の長 熊本市事務分掌条例(昭和46年条例第36号)第1条に定める局及び室の長、熊本市収入役の補助組織設置規則(昭和39年規則第4号)に定める会計室長、市民病院事務局長、消防局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局長、水道事業管理者並びに交通事業管理者をいう。

第2章 政策評価

(政策評価の実施)

第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定による基本構想の策定に際し、政策評価を行うものとする。

- 2 政策評価は、当該政策目的の実現のために実施された施策及び事業によりもたらされた成果の把握について、統計等による客観的な数値の測定等のほか、必要に応じてアンケート等の市民意見の聴取によって行うものとする。

(基本構想策定における評価結果の反映)

第4条 市長は、基本構想の策定にあたっては、政策評価の結果を適切に反映させなければならない。

第3章 施策評価

(施策評価の実施)

第5条 市長は、毎年度の事業評価に伴い施策評価を行うものとする。

- 2 施策評価は、当該施策目的の実現のために実施された事業によりもたらされた成果の把握について、統計等による客観的な数値の測定等のほか、必要に応じてアンケート等の市民意見の聴取によって行うものとする。

(基本計画策定における評価結果の反映)

第6条 市長は、基本計画の策定にあたっては、施策評価の結果を適切に反映させなければならない。

第4章 事業評価

(事業評価の実施)

第7条 各局の長は、毎年度の決算に伴い事業評価を行うものとする。

2 事業評価は、事業の実施によりもたらされた成果の把握について、統計等による客観的な数値の測定等のほか、必要に応じてアンケート等の市民意見の聴取によって行うものとする。

(事業評価の報告)

第8条 各局の長は、事業評価の結果について、事業評価報告書(様式第1号)を作成し、6月30日までに企画財政局長に提出しなければならない。

2 熊本市予算決算規則(昭和39年規則第28号)第21条の3の規定による予算執行実績調書の提出については、事業評価報告書の提出をもって代替できるものとする。

(実施計画における評価結果の活用)

第9条 市長は、熊本市総合計画策定に関する訓令第11条第2項の規定による実施計画の策定にあたっては、事業評価の結果の適切な活用を図るように努めなければならない。

(予算編成における評価結果の活用)

第10条 各局の長は、熊本市予算決算規則第5条の規定による予算要求書の作成を行うにあたっては、事業評価の結果を適切に反映させなければならない。

2 市長は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第3条に掲げる予算の編成における経費の算定の合理的な基準として事業評価の結果を尊重しなければならない。

3 企画財政局長は、熊本市予算決算規則第6条の規定による予算要求書の審査を行うにあたっては、事業評価の結果の適切な活用を図るように努めなければならない。

(組織編成、人事配置における評価結果の活用)

第11条 任命権者は、事務分掌の改正及び職員の配分にあたっては、事業評価の結果の適切な活用を図るように努めなければならない。

第5章 公表

(評価の公表)

第12条 市長は、政策、施策、事業のそれぞれの評価の結果について、終了後すみやかに市民に公表するものとする。

第6章 補則

(他の制度等との関係)

第13条 この行政評価は、できる限り監査委員及び外部監査人が行う監査並びに熊本市公共事業再評価実施要綱に基づく公共事業の再評価との重複を避けながら、それぞれの機能が十分に発揮されるよう整合を図るものとする。

(事務局)

第14条 行政評価制度の運営に関する事務は、企画財政局企画広報部企画課において行う。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月31日から施行する。